

〔商品概要説明書〕

大口定期預金

(令和元年12月9日)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (愛称・大口定期)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時の申し出により自動継続(元金継続または元 利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・申込時一括預入となります。 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前 の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満 期日に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日か らその中間利払日の前日までの日数および中間利払率(約定利率×7 0%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	・個人…20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、 復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分 離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・法人…総合課税
8. 手数料	—
9. 付加できる特 約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができ当座貸越 が利用できます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切 捨て)により計算した利息とともに払戻し支払います。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、B

	<p>および C の利率のうち最も低い利率を適用します。ただし、C の下限利率は 0 % とします。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率－約定利率× 3 0 % C. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率です。</p> <p>(2) 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の利率 (小数点第 4 位切捨て) のうち最も低い利率を適用します。ただし、B の下限利率は 0 % とします。</p> <p>A. 約定利率－約定利率× 3 0 % B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。</p>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：はばたき信用組合 お客様相談室 (総務部)】</p> <p>0 1 2 0 - 4 0 0 - 1 0 3</p> <p>受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関の休業日は除く)</p> <p>受付時間 : 午前 9 時～午後 5 時</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話 : 0 2 5 - 2 2 2 - 5 5 3 3)</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話 : 0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター (電話 : 0 3 - 3 5 9 5 - 8 5 8 8)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター (電話 : 0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 4 9)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記はばたき信用組合お客様相談室、新潟県信用組合協会または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停 : 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移</p>

	<p>管します。</p> <p>② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【窓口：新潟県信用組合協会 新潟地区しんくみ苦情等相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：025-247-7433 住所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28</p> <p>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・満期日以降の利息は解約または書替継続日における普通預金利率により計算します。



つながる心 はばたく未来

はばたき信用組合